「国家公安委員会が所管する事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針案」に対する意見の募集結果について

世界の大学ではいて、平成27年8月28日から原年9月26日までの間か、「国家公安委員会が所管する事業分野における障害を理由とする差別の解。消の推進に関する対応指針案」に対する意見の募集を行ったところ、6通の御意見・御質問象頂意ました。から、じぎょうぶんや しょうがい りゅう さべつ

「国家公安委員会が派管する事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針案」が公布されるに当たり、頂いた御意見・御質問に対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

- 1 意見を募集した命令等の題名 | 国家公安委員会が所覧する事業、分野における原情を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針(平成27年国家公安委員会告示第41号)
- 2 **命令等の**案を公示した日 平成27年8月28日
- 3 **御意見・御質問に対する警察庁の考え方**かんがっかた
 頂いた御意見・御質問に対する警察庁の考え方は、別紙1のとおりです。いた御意見・御質問に対する警察庁の考え方は、別紙1のとおりです。いた御意見・御質問については、必要に応じ、整理又は要約をしたにで掲載しています。(整理又は要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供いる。します。)のいんかいしょかん じぎょうぶんや しょうがい りゅう なお、今回のに国家公安委員会が所養する事業分野における障害を理由とった人差別の解消の推進に関する対応指針案」の内容に関する御意見・御質問以外のものについては、今後の参考とさせていただきます。
- 4 、**修正点** いけん べっとしょうがいしゃだんたいとう までいけん あっこうない いた 御意見 や別途 障。 害者 団体等から 寄拭られた 御意見を踏まえ、警察庁。 での検討の結果、「国家公安委員会が所管。する事業 分野における 障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針案」を別紙2のとおり修正することとしました。